

ハローワークの地方移管に係る議論の状況

○平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（H27. 1. 30 閣議決定）

- ・ 一体的実施、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- ・ 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

○全国知事会において「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」をとりまとめ（H27. 6. 30）

- ・ 一体的実施、ハローワーク特区の成果（ワンストップ支援の実施、利用者に身近な施設であること等）によって、ハローワークの地方移管の効果を実証。
- ・ 同時に、一体的実施、ハローワーク特区の限界も判明（ルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まないこと、都道府県知事の指示権には限界があることなど）。
- ・ これらの課題は、都道府県がハローワークの移管によってのみ解決可能であり、早期の移管が必要。

○地方分権改革有識者会議において平井委員長がハローワークの地方移管について検討することを要請（H27. 6. 30）

○地方分権改革有識者会議において、閣議決定に基づき雇用対策部会においてハローワーク特区等の成果と課題の検証等を行うことを決定（H27. 9. 2）

○第 3 回雇用対策部会が開かれ、関係団体（地方団体、厚労省、労使関係団体）からのヒアリング及び意見交換を実施（H27. 9. 28）

⇒知事会を代表して平井委員長がハローワークの地方移管の必要性について説明

<厚生労働省の主張>

- ・ 雇用保険業務を自治体に移管した場合、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大につながる恐れがある。
- ・ 求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行うため、ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。
- ・ ハローワークを地方移管すると全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。
- ・ ILO 第 88 号条約（職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される）を守れなくなる。

⇒以上のことから、地方移管は困難である。

<労使関係団体（連合、経団連）の主張>

- ・ハローワークの地方移管には反対。
- ・雇用保障や労働者保護については、憲法 27 条の勤労権に基づき、国が責任を負うべき。
- ・雇用保険制度は保険集団を大きくしてリスク分散をはかる必要から、国が一元的に運営すべき。
- ・ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。
- ・地方移管はILO第 88 号条約に抵触する可能性がある。
- ・地方財政がひっ迫する中、労政事務所が減少するなど地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。
- ・雇用状況の急激な悪化、或いは大型倒産に対して迅速・機動的な対応を進めるためにも、全国ネットワークで行うべき。

<雇用対策部会構成員の意見>

- ・雇用行政はセーフティーネットの面があり、自治体ごとにばらつきがでてはいけないが、やる気のある自治体に雇用に関する行政を委ねるといふ議論はあり得る。
- ・経済情勢の激変等に対応し、事務権限の移譲についても平時の対応と緊急時の対応を区別して考える必要がある。緊急時にハローワークが全国ネットワークとして果たすべき役割は大きい。
- ・一方で、平時において財政的に安定するなどの条件が満たされるならば、試行的に自治体への部分的な移譲を検討する余地はある。
- ・求職情報と求人情報を擦り合わせるということは、アナログ的に人の手を介して行う部分によるところが大きく、単純にデータベースを構築し、国、地方で情報を共有すれば解決できるものではない。

○雇用対策部会構成員に対して個別に面談し、全国知事会の主張を改めて説明（H27. 10. 15～20）